

2024年1月22日

院外処方箋にかかる保険薬局との事前同意プロトコル

国立がん研究センター東病院

1. 各種問合せ窓口

① 処方内容に関すること受付時間

- 平日：8時30分から18時45分
薬剤部調剤室（TEL：04-7130-6035）
- 上記以外
薬剤部当直（TEL：04-7133-1111（代））

② 保険者番号に関すること（保険者番号、公費負担等）

- 医事管理課（TEL：04-7133-1111（代））

2. 処方変更及び調剤後の連絡

処方変更を行い調剤した場合には、当該内容について Fax を用いて薬剤部に連絡をお願いいたします。オーダーリングシステム内の処方修正が必要と判断した場合には、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書及び、後発品の変更報告書の連絡は不要です。

- FAX（24時間対応）：04-7130-6036【専用回線】

処方変更を行い調剤する場合には、必ず患者さんに説明（服用方法、価格等）後、同意を得て変更すること。

3. 疑義照会の不要例

以下に記載する疑義照会を不要とする対象範囲は、麻薬及び覚せい剤原料を対象から除くものとする。

また、抗悪性腫瘍薬については、以下「3. ①成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）」の場合に限り疑義照会を不要とする。

① 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）

- 例1：グラクティブ錠 50 mg → ジャヌビア錠 50 mg
- 先発品間の変更は可。
 - 後発品から先発品への変更も可。

➤ 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

② 剤形の変更（剤形変更不可の処方を除く）

例 1：ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠

例 2：アムロジピン OD 錠 5 mg → アムロジピン錠 5 mg

➤ 用法・用量が変わらない場合のみ可。

➤ 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと。

➤ 軟膏剤からクリーム剤又は、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1：20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠

例 2：20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠

④ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎又は混合すること若しくは、その逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍薬及び催奇形性を有する薬剤を除く

例 1：ダイフェン配合錠 1 錠 → ダイフェン配合錠 0.5 錠×2

例 2：ワーファリン錠 1 mg 3.5 錠 → ワーファリン錠 1 mg 3 錠
ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

➤ 安定性データに留意してください。

⑤ 「患者希望」又は「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤をすること（抗悪性腫瘍薬及び、コメントに 1 包化不可とある場合は除く）

➤ 上記以外の理由は、合意範囲外とする。

➤ 安定性データに留意すること。

⑥ 湿布薬及び軟膏における規格変更（合計処方量が変わらない場合）

例 1：ヒルドイドクリーム 0.3% 25 g/本 2 本→ヒルドイドクリーム 0.3% 50 g/本 1 本

⑦ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤型への変更を含む）。一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする（先発・後発は問わない）

i. 錠剤（口腔内崩壊錠を含む）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤及びフィルム剤

ii. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤及びドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

iii. 液剤、シロップ剤及びドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限る）

る)

➤ 銘柄等については「お薬手帳」による情報提供を徹底すること。

- ⑧ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）及び、Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

例 1：酸化マグネシウム錠 330 mg 30 日分 → 16 日分（残薬が 14 日分あるため）

例 2：AZ 含嗽用配合細粒 2 g/包 30 包 → 10 包（残薬が 20 包あるため）

➤ トレーシングレポートを用いて当院へ情報提供すること。トレーシングレポートがない場合には、次の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので患者に担当医へ報告するよう伝えること。

- ⑨ 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせに変更すること又は、単剤の組み合わせを配合剤に変更すること

例 1：スー ज्याヌ配合錠 1 錠 → グラクティブ錠 50 mg 1 錠
スーグラ錠 50 mg 1 錠

- ⑩ 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミン R からビオフェルミンへの変更又は、その逆（抗菌薬併用期間のみビオフェルミン R を追加する場合には、ビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）

- ⑪ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛剤外用貼付剤におけるパップ剤からテープ剤への変更又は、テープ剤からパップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする。）

- ⑫ ビスホスホネート製剤の週 1 回又は月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：アクトネル錠 17.5 mg（週 1 回製剤）1 錠/分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

- ⑬ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上の用法指示が空白又は「医師の指示通り」が選択されている）の用法の追記

- ⑭ 内服薬の用法が頓服又は回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加

別紙

- ⑮ 「1日おきに服用」、「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

4. その他

- 「お薬手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックの推進をお願いいたします。
- トレーシングレポート等の情報については、国立がん研究センター東病院薬剤部ホームページをご覧ください。

以上